

# イクメンパパ子育て応援奨励金制度＜期間計算の考え方＞

令和2年4月

イクメンパパ子育て応援奨励金については、育児休業等の取得期間に応じた奨励金を支給しているが、その期間の考え方は以下のとおりとする。

## 1 育児休業・・・連続5日以上の子育て休業取得が必要

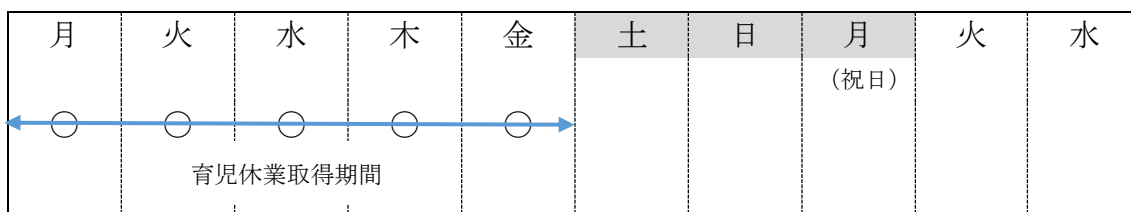
(留意点)

- ① 休業期間中に所定労働日が1日以上含まれていること  
(休業期間の全てが休日などの場合は対象外)
- ② 休業開始時期が産後1年以内であること

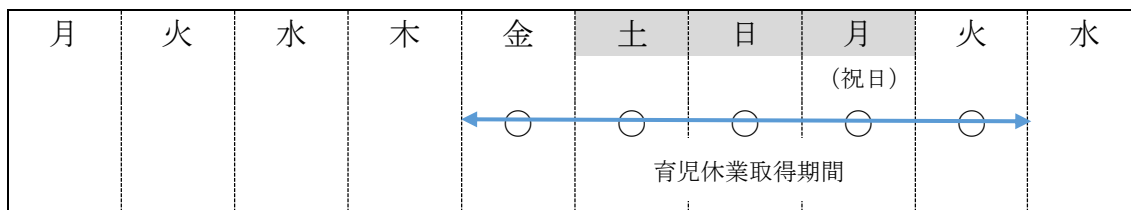
### ケース別期間計算の考え方

(土日祝日が企業の所定休日である場合)

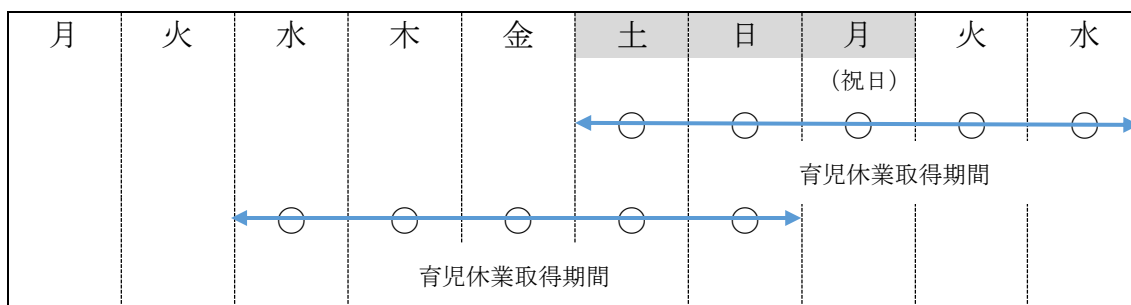
【ケースA】 育児休業を所定労働日に5日間連続して取得する場合  
支給可能 (100,000円を支給)



【ケースB】 育児休業期間中に休日を含む場合  
支給可能 (5日連続取得であり100,000円を支給)



【ケースC】 育児休業期間の始期または終期が休日である場合  
支給可能 (100,000円を支給)



(参考) 国の両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)

5日以上14日未満の育児休業については所定労働日が4日以上、14日以上については所定労働日が9日以上であることが要件になります。(詳しくは、山口労働局雇用環境・均等室(083-995-0390)にお問い合わせください。)

## 2 育児休暇・・・連続5日以上の育児休暇取得が必要

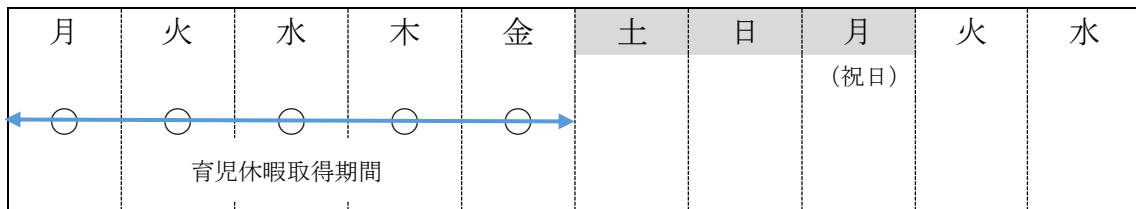
(留意点)

- ① 「休業」と異なり、所定労働日に休むことが「休暇」であり、所定労働日に5日間連続で育児休暇を取得していることを原則とする。
- ② ただし、休日を挟んで2つの育児休暇期間がある場合は、休日を通算して「連続5日以上」あればよいものとする。
- ③ 育児休暇期間の始期または終期に休日が接続する場合は、当該休日は通算しない。
- ④ 休暇取得開始時期が産後1年以内であること

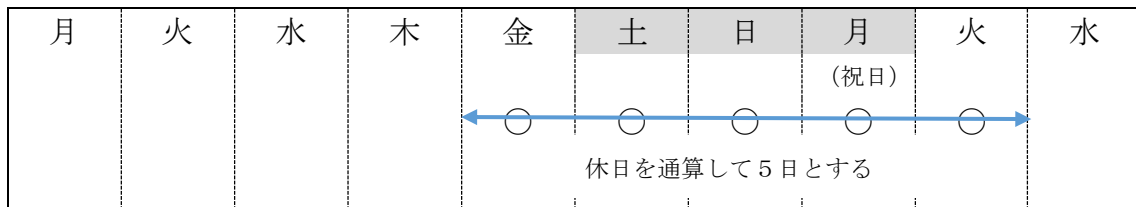
### ケース別期間計算の考え方

(土日祝日が企業の所定休日である場合)

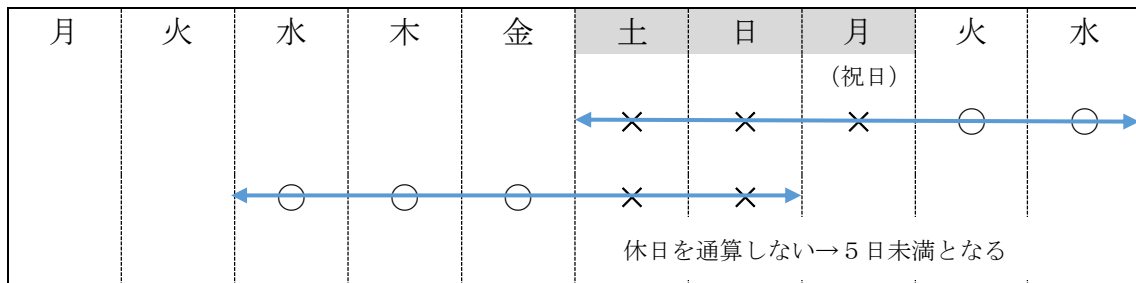
【ケースA】 育児休暇を所定労働日に5日間連続して取得する場合  
支給可能 (100,000円を支給)



【ケースB】 育児休暇期間中に休日を挟む場合  
支給可能 (通算して5日連続して取得したものとみなし100,000円の支給)



【ケースC】 育児休暇期間の始期または終期が休日に接続する場合  
支給不可 (通算せず、5日未満として取り扱う)



(参考) 国の両立支援等助成金 (出生時両立支援コース)

所定労働日のみで5日以上の育児目的休暇を取得するが要件です。ただし、連続5日である必要はありません。(詳しくは、山口労働局雇用環境・均等室 (083-995-0390) にお問い合わせください。)